

2020年05月1日

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

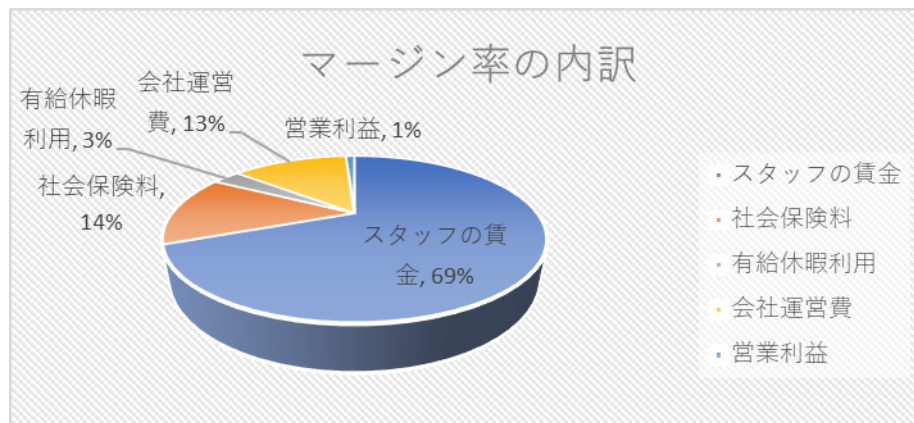
$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

### ■株式会社H4

◇船橋オフィス 〒273-0005 千葉県船橋市本町二丁目2-7 船橋本町プラザビル602

派遣労働者の数	477人
派遣先の数	187社
マージン率	30.52%
教育訓練に関する事項	マナー・説教・PC研修・現場研修
派遣料金の1人あたりの平均額	14,696円（1日8時間あたり換算）
派遣社員の賃金の平均	10,211円（1日8時間あたり換算）



一番多くを占めるのがスタッフの給与で料金総額の約69%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料が約14%となります。また、スタッフの有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間についての料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払が生じる為、その引当分としての費用が含まれています。その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約1.0%程度が会社の営業利益となります。